

犯罪被害者等支援条例の制定状況と今後の課題

伊藤久雄（NPO法人まち理事）

四街道市が犯罪被害者等支援条例を令和5年4月1日より施行した。全国の市区町村の中では最も新しい犯罪被害者等支援条例である。そこで、四街道市の条例を市のホームページから紹介するとともに、全国や都内自治体の制定状況をもておきたい。

後述するように、都内自治体の制定状況は全国と比較すると少ないので、都内自治体の課題を考えたいと思う。

1. 四街道市の条例と施策

市では、犯罪被害者やその家族の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すために「四街道市犯罪被害者等支援条例」を制定した。

<主な支援内容>

- 四街道市相談窓口の設置（総務部自治振興課）
犯罪被害者等からの相談に応じ、支援に関する情報を提供するとともに、市の関係課や関係機関と連携し、必要な支援を適切に受け取ることができるよう、犯罪被害者等それぞれの状況に配慮した対応を行う。
- 見舞金の支給
 - ◇ 遺族見舞金 ・ 30 万円
 - ◇ 傷害見舞金
 - (1) 全治1月以上3月未満 5 万円
 - (2) 全治3月以上 10 万円
 - ◇ 家事援助費用の助成 ・ 上限 5 万円
 - ◇ 裁判手続に係る旅費等に助成 ・ 1日当たり 2千5百円とし上限 5 万円
 - ◇ 転居費用の助成 ・ 上限 20 万円（最初の転居に限る）

2. 全国の状況

一般社団法人地方自治研究機構は、条例の動き（安全・安心）において、犯罪被害者等支援条例の制定状況を次のように解説している。



犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況については、警察庁が調査をしている。令和4年度犯罪被害者白書によると、令和4年4月1日現在、都道府県は39団体、指定都市は11体、市区町村（指定都市を除く）は435団体が条例を制定している。このうち、市区町村（指定都市を除く）については、秋田県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、佐賀県、長崎県及び大分県では全市町村が条例を制定している（令和4年度犯罪被害者白書第2部第4章69頁「トピックス 犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況」。警察庁HP「地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況」には個別の条例名等も掲載されている。）。

なお、犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、「専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例（犯罪被害者等の支援に特化した条例（特化条例））をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まない。」としている。

3. 東京都の条例

東京都では、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定している（令和2年4月1日施行）。

都は条例の中で、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（「支援計画」という）を定めることを規定し、基本的な施策として以下の項目を定めている。

- 相談、情報の提供等
- 心身に受けた影響からの回復
- 安全の確保
- 居住の安定等
- 雇用の安定等
- 経済的負担の軽減
- 緊急支援の実施
- 都内に住所を有しない者への支援
- 都民の理解の増進
- 民間支援団体に対する支援
- 人材の育成
- 個人情報適切な管理

なお市区町村に対しては、市区町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとしている。

4. 都内自治体の状況

都内自治体の条例策定状況と基本的な施策は下表のとおりである。

都内市区町村の区犯罪被害者等支援条例の制定状況															
	施行日	基本理念	市区町村の責務	市民の責務	連携協力	基本的施策									
						相談・情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	
中野区	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—
杉並区	平成18年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—
国分寺市	平成25年2月1日	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—
多摩市	平成25年2月1日	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—

※条例名は4自治体とも「犯罪被害者等支援条例」である。

警視庁HPに記載されている都内市区町村の犯罪被害者等支援条例は、4自治体のみである。ただし、日野市には日野市被害者、遺族等支援条例がある。この条例は次のように「犯罪被害者」だけでなく、広く対象者を規定している。

＜日野市条例における支援の対象者＞

- (1) 犯罪被害を受けた者及びその遺族又は家族
- (2) 不慮の事故に遭遇した者及びその遺族又は家族
- (3) 災害で被害を受けた者及びその遺族又は家族
- (4) 善意の第三者として被害にあった者及びその遺族又は家族
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

後述するように、東京弁護士会は日野市条例も犯罪被害者等支援条例に含めている。私（伊藤）も同様に考える。

5. 今後の課題

東京弁護士会は2021年3月29日、下記のような声明を出している。現在の犯罪被害者等の状況も分かると思うので、全文を紹介する。

▽ ▽ ▽

東京都内のすべての区市町村に犯罪被害者条例を制定することを求める会長声明

2021年03月29日 東京弁護士会 会長 富田 秀実

東京都では、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、東京都犯罪被害者等支援条例が制定され、令和2年4月1日に施行された。

同条例施行後、被害後の弁護士による法律相談費用の助成、死亡遺族又は重傷病被害者に対する見舞金の支給、転居費用支援に加え、令和3年4月1日からは、被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援や被害者参加制度における弁護士費用の支援などが進められている。一部施策には、利用要件の定めや、対象範囲が限定されているなど課題はあるものの、着実に被害者支援の取り組みが進められている。

一方、東京都下の23区及び39市町村において、犯罪被害者支援条例を定めているのは、中野区、杉並区、日野市、国分寺市、多摩市の5つにすぎない。

犯罪被害者は、何の準備もないまま突然被害に巻き込まれ、特に重大な被害に遭った被害者は、事件の翌日以降、従前と同じように生活をするのはまず不可能である。そのうえ、捜査協力のために何度も警察に足を運んで、時間と労力を使い、精神的にも経済的にも、有形無形の負担は計り知れない。さらに、被害者が亡くなった事件では、近親者の死を悼む暇もなく、複数の役所の複数の窓口それぞれ出向いて数々の行政手続をしなければならず、そのたびに、被害に遭ったことを繰り返し説明することを強いられている。

もとより、当会も、弁護士による犯罪被害者に対する支援活動に全力で取り組むものではあるが、区市町村こそが、市民が被害にあったときに、市民が頼る最も身近な組織である。被害にあったことが原因で、それまでの職につけなくなったり、居住地を変更せざるを得なくなったりした場合に、市民生活に寄り添う存在である区市町村は、住宅の確保、雇用支援、家事・育児・介護などの衣食住に関わる直接支援、保健医療の分野での支援など、被害者のためにできることが極めて多い。しかしながら、現場の自治体職員が、熱心かつ自主的に被害者支援のための活動に取り組もうとしても、条例の法的根拠がないまま活動するには限界がある。

犯罪被害者等が、被害を回復し又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための施策の策定・実施は、国だけの責務ではない。地方公共団体も適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて、それらを行う責務を有する（犯罪被害者等基本法第5条）。

そして、ここにいう地方公共団体は、都道府県レベルに限られるものではない。

東京都の施策だけでなく、区市町村ごとに市民生活に密着したきめ細やかな施策が進められる必要がある。東京都に条例が制定されたから区市町村に条例が必要ないということにはならない。現に、被害者条例を制定した中野区においては、区が被害者支援を行うことの根拠が明確になり、被害者支援に特化した職員が被害者支援に精力的に取り組んでいることに加え、様々な企画が行われたり、区報にも被害者支援の特集が組み込まれたりすることで、直接支援に結びついただけでなく、区政及び区民、両面の啓発、犯罪被害者に対する理解が進んでいる。

ところが、現状のように、一部の区市町村にだけ条例が定められている状況では、多くの犯罪被害者が必要な支援を受けられていないにとどまらず、偶然、居住する場所が違うというだけの理由で必要な支援を受けられたり、受けられなかったりという不公平をも生んでいるのである。

そこで、当会は、東京都下のすべての区市町村において、犯罪被害者の平穏な生活を取り戻すための、市民目線のきめ細やかな犯罪被害者支援が行われ、市民の一層の理解促進を図るために、犯罪被害者支援に特化した条例を制定し、東京都の犯罪被害者支援の取り組みと両輪になって、犯罪被害者支援がより一層充実したものになるよう求める。

▽ ▽ ▽

「区市町村こそが、市民が被害にあったときに、市民が頼る最も身近な組織である」という会長声明は、まさにそのとおりである。条例未策定の自治体の奮起を求めたい。

<参考資料>

■ 四街道市 犯罪被害者等支援に関するご案内

<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/bohan/bohan/yjshinko2023.html>

■ 四街道市犯罪被害者等支援条例

<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/bohan/bohan/yjshinko2023.files/yotsukaidousihanzaihigaisyatousienjourei.pdf>

■ 犯罪被害者支援に関する条例 条例の動き（地方自治研究機構）

http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/020_crimevictimsupport.htm

■ 東京都犯罪被害者等支援条例

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/pdf/higaisyashienzyourei.pdf>

- 都内市区町村の犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況（警視庁HP）
[tokyo.pdf \(npa.go.jp\)](#)
- 東京都内のすべての区市町村に犯罪被害者条例を制定することを求める会長声明
（2021年03月29日 東京弁護士会 会長 富田 秀実）
<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-611.html>